

標準入札方式公告例（建設工事関連業務共同企業体契約方式用） 正誤表

| 正  | 誤  |
|--|--|
| <p>建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 入札参加者の選定</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法</p> <p>① 省略</p> <p>② 提出方法</p> <p>①の期間中の受付時間中(愛媛県の休日を守る条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に、7(6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。</p> <p>③ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>3 入札説明書の掲載等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に、持参又は郵送により、7(6)に掲げる場所へ提出すること。詳細は、入札説明書による。</p> | <p>建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 入札参加者の選定</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法</p> <p>① 省略</p> <p>② 提出方法</p> <p>①の期間中の受付時間中(愛媛県の休日を守る条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)に、7(4)に掲げる場所へ、持参又は郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。</p> <p>③ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>3 入札説明書の掲載等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に、持参又は郵送により、7(4)に掲げる場所へ提出すること。詳細は、入札説明書による。</p> |

(5) 省略

4 入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

(1) 省略

(2) 非選定者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「選定されなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに、7 (6)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3) 省略

5 入札及び開札

(1)～(3) 省略

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1)の期間内の受付時間中に7 (6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

①・② 省略

③ 予定価格が500万円を超える場合において、愛媛県業務委託低入札価格調査制度実施要綱(令和元年10月1日制定)第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を7 (6)に掲げる場所へ持参して提出す

(5) 省略

4 入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

(1) 省略

(2) 非選定者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「選定されなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに、7 (4)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3) 省略

5 入札及び開札

(1)～(3) 省略

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1)の期間内の受付時間中に7 (4)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

①・② 省略

③ 予定価格が500万円を超える場合において、愛媛県業務委託低入札価格調査制度実施要綱(令和元年10月1日制定)第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を7 (4)に掲げる場所へ持参して提出す

ること。

6 省略

7 その他

(1) 省略

(2) 業務委託費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した業務委託費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、5 (1)の期間内の受付時間中に7 (6)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ・ウ 省略

(3)～(7) 省略

標準入札説明書本文例（建設工事関連業務共同企業体契約方式用）

入札説明書

省略

【入札に関する事項】

9・10 省略

11 電子入札等に関する事項

(1)～(3) 省略

(4) 12(2)イに掲げる業務委託費内訳書は、個別事項の表中

ること。

6 省略

7 その他

(1) 省略

(2) 業務委託費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した業務委託費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、5 (1)の期間内の受付時間中に5 (3)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ・ウ 省略

(3)～(7) 省略

標準入札説明書本文例（建設工事関連業務共同企業体契約方式用）

入札説明書

省略

【入札に関する事項】

9・10 省略

11 電子入札等に関する事項

(1)～(3) 省略

(4) 12(1)イに掲げる業務委託費内訳書は、個別事項の表中

「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にとっては、入札書及び業務委託費内訳書を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び業務委託費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「業務委託費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

#### 12 その他入札に必要な事項

(1) 省略

(2) 入札方法

ア 省略

#### 〔業務委託費内訳書提出対象である業務の場合〕

イ 入札書の提出に際し、業務委託費内訳書の取扱いについてをよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、項目・工種ごとに金額を記載した業務委託費内訳書を添付すること。業務委託費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。

「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にとっては、入札書及び業務委託費内訳書を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び業務委託費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「業務委託費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

#### 12 その他入札に必要な事項

(1) 省略

(2) 入札方法

ア 省略

イ 入札書の提出に際し、業務委託費内訳書の取扱いについてをよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、項目・工種ごとに金額を記載した業務委託費内訳書を添付すること。業務委託費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。